

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和3年10月15日（金）

会議出席者

<出席委員>

坂本会長、岩田委員、工藤委員、佐藤委員、高木委員、田中委員、別宮委員、湯本委員

<事業者>

東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部

中央新幹線山梨工事事務所長 中川氏

同 中央新幹線山梨工事事務所 課長 市瀬氏

同 中央新幹線山梨工事事務所 課長 寺下氏

同 中央新幹線山梨工事事務所 井上氏

同 環境保全事務所（山梨）所長 米本氏

同 環境保全事務所（山梨）岩瀬氏

アジア航測株式会社

社会インフラマネジメント事業部 環境・エネルギー部

環境コンサルタント課 仲條氏

同 高城氏

<事務局>

渡辺大気水質保全課長、今井総括課長補佐、安部課長補佐、渡邊主査、大森技師

次第

1 開会

2 議事

議題 「中央新幹線（品川・名古屋間）」に係る中間報告書について

3 その他

4 閉会

資料

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿

資料1 中間報告書手続について

事業者説明資料

1 開会

(司会 今井総括課長補佐)

定刻となりましたので、ただ今から、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。委員の皆様には、御多忙中のところ御出席をいただき、厚く御礼申し上げます。私は本日の進行を務めます、山梨県大気水質保全課総括課長補佐今井でございます。

はじめに、渡辺 大気水質保全課長から、御挨拶を申し上げます。

(事務局 渡辺課長)

本日はお忙しいところ、山梨県環境影響評価等技術審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の議題は、「中央新幹線（品川・名古屋間）の中間報告書について」でございます。当該議題につきましては、平成30年度に続き、2回目でございます。今回は、事業者から説明を受けた後、質疑や意見交換をお願いいたします。委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、幅広い観点から御審議いただきますようお願いいたします。本日はよろしく願いいたします。

(司会 今井総括課長補佐)

続きまして、審議会の開催要件の可否について御報告いたします。本日の出席状況については、15名の委員のうち、会場に3名、ウェブ会議システムで5名の計8名の出席をいただいております。2分の1以上の出席が得られましたので、条例第四十七条第11項の規定に基づき、本審議会が成立していることを御報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。次第・席次表、委員名簿、資料1、事業者説明資料がございます。資料に不足がある場合には、事務局までお申し出ください。配布資料はよろしいでしょうか。

次に傍聴人の皆様への留意事項につきまして御説明いたします。傍聴人の皆様は、受付時に配布した傍聴券に記載の「傍聴の心得」を御覧いただき、心得に沿って傍聴いただきますようお願いいたします。なお、審議会の記録のために、審議の途中で、写真を撮影する場合がございます。

また、大変恐縮ではございますが、議事録作成のため、会議内容については、録音をさせていただきます。誠に恐縮ですが、御発言の際は、必ずマイクを使用して、大きな声でお願いします。また、御発言の都度お名前を仰っていただくようお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場にいらっしゃる委員の皆様には、マスク着用のまま、マイクでの発言をお願いいたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。本審議会の議長は、条例第四十七条第10項により、会長が当たることと定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いしたいと思います。それでは、坂本会長、よろしく願いいたします。

2 議事

議題 「中央新幹線（品川・名古屋間）」に係る中間報告書について

(坂本会長)

それでは、議事を進行させていただきます。案件の審査に入る前に、本審議会の

運営方法について確認をお願いします。本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会において御議論いただきましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする、議事録については、発言者名を含む議事録を公開するというようお願いいたします。「希少動植物保護の観点」から、一部の審議については、非公開で行います。非公開審議の際には、報道関係者及び傍聴人の本会場から退出いただきます。以上、御協力をお願いします。

本日の議題は、中央新幹線（品川・名古屋間）に係る中間報告書に関するもので、事業者から概要について説明いただいた後、質疑応答と意見交換を行います。なお、希少動植物に係る部分については、後程まとめて非公開で審議を行います。終了時間は午後3時ほどを予定しております。よろしくお願いたします。

まず、この案件の背景等を含めて事務局から説明をお願いいたします。

（事務局 渡邊主査）

事務局の大気水質保全課渡邊です。まず、配布の資料1を御覧ください。画面でも共有しております。リニア中央新幹線の中間報告書手続ですが、まず、中間報告書手続について御説明させていただきます。中間報告書手続とは、事業者が工事中の環境保全措置の実施状況や環境調査の結果等について中間報告書としてとりまとめ、その内容について県民及び知事などから意見を聞き、これらの意見を以後の事業に反映させることを目的とした手続でございます。条例で定める本県独自の制度となっております。

リニア中央新幹線整備事業については、3年に1度手続を実施することとしており、今回は平成30年度に引き続き2回目の手続となります。

続いて、中間報告書手続の流れを御説明いたします。事業者が中間報告書を作成し、知事及び関係市町村長に送付するとともに、1ヶ月間縦覧を行います。県民等は環境保全の見知から意見がある場合は事業者に意見書を提出いたします。事業者は県民等からの意見の概要及び意見に対する見解書を作成し、知事及び関係市町村長に送付いたします。知事は意見概要書の送付を受けた日から90日以内に県民等、関係市町村長及び技術審議会の意見を踏まえて知事意見を述べることとなります。

本件につきましては、事業者より7月19日に中間報告書の公告、縦覧がなされました。また、9月1日まで県民等の意見を募集しており、その結果、県民等意見はなかった旨、10月4日に報告がありました。本日が1回目の技術審議会となります。沿線の関係市町への意見照会を10～11月に行いまして、12月上旬に2回目の審議会を予定しております。知事意見は令和4年1月1日が期限となっております。今後の進め方ですが、次回の審議会までに、今回出された意見などを基に、論点整理して知事意見素案を作成いたします。審議会後に庁内調整を行い、期限までに知事意見を述べていきます。説明は以上です。

（坂本会長）

ありがとうございました。それでは事業者のほうから御説明をいただきますが、その前に私から、これまでの審議の背景等を追加でお話させていただきます。資料にございますように、評価書手続は平成26年8月に終了しております。ところが、

方法書の段階から様々な面がはっきりしていなかったため、委員の皆様は不安に思っておりました。

また、リニアの本線工事以外にも付帯する施設について環境アセスの対象では無いかもしれませんが、この審議会からは、そのことについても御意見を述べさせていただきたいと思っております。このことを踏まえて他の案件の中間報告書手続よりも時間を掛けて審議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、現地視察が台風で行けませんでしたので現地の状況についても御説明をいただきたいと思っております。

それでは、事業者から、現地の状況及び中間報告書の内容について説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(事業者 JR東海 米本氏)

JR東海の中央新幹線建設部の山梨環境保全事務所長の米本です。本日はよろしくお願いいたします。まず、中間報告書の概要の御説明の前に、10月1日に予定しておりました現地視察が中止となってしまいましたので、本日、写真と図を用いまして現地の状況について御説明させていただきます。当日予定していた視察箇所は3箇所ございました。1つ目は、富士川町内の第四南巨摩トンネル東工区ほか工事の高下ヤードになります。2つ目は、同じく富士川町の利根川公園での高架橋工事です。3つ目は、中央市の旧田富北小学校跡地での高架橋工事です。その順序で現地状況を説明させていただきます。

まず、第四南巨摩トンネル東工区ほか工事としまして、富士川町高下エリアにございます。こちらの工事は令和2年度7月から工事着手しました。工事の概要ですが、第四南巨摩トンネルの起点となりますのは、印を付けている箇所となります。このトンネルが6キロメートルです。その北側に保守基地連絡線というトンネルがございますが、こちら6キロメートル、この2本のトンネルを掘っていくという工事になります。

また、このトンネルを掘ると合わせまして、広く赤く塗られていますけれども、こちらに高下エリアに保守基地と変電所を整備していきます。こちらの造成工事を行うということも工事の中に含まれております。詳細を説明しますと、この保守基地に入ってくるのが早川町のほうから来た保守基地連絡線トンネルを出た後、橋梁を通りまして、保守基地ヤードに入るトンネルがございます。このトンネルともう一つ保守基地に入る道路から入るための進入路トンネルを造るということで、細かいトンネル2つも含めてトンネルは計4本の掘削と保守基地変電所の造成が工事の大きな概要になります。

昨年7月から工事を始めまして、行った工事としましては、1つ目が工事施工ヤードの整備。2つ目がトンネル坑口の整備と工事用の仮架橋を整備したというもの。3つ目としては、保守基地変電所の伐採工事を行ったということと、また、そこに向かうための進入路トンネルを造るための進入路ヤードの整地、伐採です。こちらが主な工事内容となっております。

まず、工事施工ヤード整備について写真を使って御説明していきます。この場所は第四南巨摩トンネルから掘削した土を、この工事施工ヤードにためます。ずり(掘削土)をためるずりピットを整備している所になります。また、奥に緑色の水槽があるのでございますけれども、こちらが濁水プラントになります。今、ずりピットと濁

水プラントをヤードに整備している状況でございます。

続いて、トンネル坑口、工事用仮栈橋整備になります。トンネルに向かった角度で見た所が写真①になります。今トンネル掘削の準備としまして、斜面を法面工で吹き固めた状態になっております。この赤く囲んでいる所が本坑の将来のトンネル坑口になります。また、この右側に保守基地連絡坑、もう一つの保守基地連絡線に行くためのトンネル坑口ができてまいります。ここは川を跨いだ所になりますので、この栈橋を通った上でステージを造りまして、ここが作業ヤードとなります。ここまで工事が終わっている所です。

続いて、写真②です。角度としては、この矢印の角度ですが、トンネル工事に必要なコンクリートを練るためのバッチャープラントを建設いたしました。こちらがバッチャープラントの状況でございます。

続いて、写真③です。このヤードに出入りするための工事車両が仙洞田集落を通らないように大きく迂回した工事用道路を整備しております。集落から離れた所に新たな工事用道路を整備しまして、工事用車両はこちらを通行するという事で住民の皆様に御迷惑掛けないという配慮をしております。

続いて、保守基地変電所になります。こちら写真①というのが北の方角から写真を撮ったものになります。元々、木が生えていた所ですが、盛り土を造成する高さまで、木を伐採した状態が今の状況となっております。これから排水溝等を整備していきまして、こちらに盛土造成するための準備を整えていくという状況になっております。

併せまして、保守基地に入っていくための進入路トンネルの手前の進入路ヤードと呼んでいる所です。この写真の角度としては、南から北に向かった角度になりますけれども、こちらは今伐採が終わりまして、これから盛土造成を行うというのを待っている状況となっております。こちら高下の現場につきましては以上となります。

最後に、この現場で行っている環境保全措置の実施状況になります。①から⑦までございますが、タイヤ洗浄や敷鉄板で粉じん抑制、分別しての再資源化、また、排気ガス対策型重機の使用、重機の点検整備、工事現場の清掃、濁水処理施設の設置ということ現場の中では、環境保全措置としては保全計画書でお約束したことを現在準備しているというところがございます。この現場では水質のモニタリングを行っていきます。その水質モニタリングの地点ですが、地図の小柳川の赤い地点を予定しております。濁水プラントを整備しているのがこの作業ヤードと書いている青い囲みの所です。こちらから排水がございますので、工事用排水のモニタリングは小柳川の下流側ポイントで水質調査を継続的に行っていくという予定でございます。

では、次の現場に入りたいと思います。続きまして、利根川公園での高架橋工事についてです。こちらも工事着手しましたのは令和2年の7月からになります。こちら3本の橋脚を立てて、その上に桁橋を一本架けるといいう工事になっています。現在の状況です。一番進んでいるのがP1橋脚と言っているものです。橋脚がほぼ立ち上がりまして、最後の部分はこれから鉄筋を組んでいきますが、もう間もなく完成というところになっています。

続いて、写真②です。同じような工事ですが、P2、P3橋脚とこのP2が真ん中になります。P3というのが一番西側になります。これも同じように、これから

徐々に橋脚が立ち上がっていく状況です。最後に仮置スペースと書いてある所ですが、こちらは一旦掘削した土をためている所です。埋め戻しに活用しておりますので、仮置土砂としてはもう残り僅かになっております。こちら環境保全措置の実施状況としましては①から⑧のことをやっております。内容としましては先程の高下ヤードと重複いたしますので省略させていただきます。こちらの水質モニタリングポイントですが、こちらの排水は旧利根川に排水いたします。流れの方向としては東側に向かって流れております。この①の矢印の所から工事中排水をしていきます。状況としましては、左下の写真のような状況です。排水した下流側で②と書いていますが、下流側でモニタリング調査を実施しております。

続きまして、中央市臼井原地内での高架橋工事になります。こちら利根川公園と同じく3本の橋脚と1本の桁橋を架ける工事になっております。こちら令和2年11月から着手を始めました。現在の状況になります。東側からP1橋脚、P2橋脚、P3橋脚となっております。今、写真①は横に、南北に釜無川が通っております。釜無川側の土手の上から東側からの写真になります。写真②は、北側から南側に向かって写したものになります。P1橋脚、P2橋脚、P3橋脚、こちら杭打ちが終わりまして、これから下部工が徐々に立ち上がってくるという状況になっております。詳しく示したものですけれども、P3橋脚が一番進んでいます。P1橋脚が一番後になってきます。一番進んでいるP3橋脚は、鉄筋が組んでいる状態です。P2橋脚は杭が終わった後で掘削しているところでありまして、この出ている部分が杭になっております。P1橋脚は、杭が打ち終わった後、これから掘削するために鋼矢板で仮土留を打ち終わったという状況です。こちらの現場での環境保全措置になります。御覧の①から⑧になりますが、内容としては重複いたしますので割愛いたします。水質モニタリングポイントです。こちらのヤードのすぐ横に常永川がございます。こちら北から南に向かって流れております。①のポイントで工事中排水を排水しております。その後、下流側の②のポイントでモニタリングを行っております。以上で、3ヶ所の概要の御説明とさせていただきます。

では、続きまして中間報告書（その2）の概要としまして御説明させていただきます。中間報告書の提出状況になります。先程県からも御説明ありましたが、今回、2回目ということで平成30年度の調査から令和2年度までの3年間分の調査を取りまとめたものとなっております。

中間報告書の構成です。目次ですが、まず、本編、別冊、資料編、非公開版ということで4部構成になっております。そのうち本日は事後調査結果が主に載っております本編について御説明していきたいと思っております。本編は全部で10章から成りますが、本日は5章から9章、資料編のモニタリング結果について御説明していきたいと思っております。

まず、第5章の対象事業の実施状況になります。対象期間3年間に6ヶ所で工事を行ってまいりました。東側から臼井阿原地内の旧田富北小学校敷地の高架橋工事、富士川町内の利根川公園の高架橋工事、第四南巨摩トンネルの東工区、西工区、南アルプストンネルの早川非常口と広河原非常口の6ヶ所で工事を行ってまいりました。また、発生土置き場も整備してきております。こちらは早川町内で9ヶ所、富士川町内で1ヶ所の計10ヶ所で進捗しております。

続いて、第6章、調査項目及び調査手法についてです。環境影響評価書では影響要因に関して、環境要素を選定し、調査予測及び評価を実施しました。その中で予

測の不確実性がある項目について事後調査を実施することとしております。今回の中間報告書で事後調査を実施した項目は、このピンク色に色付けしました水資源、動物、植物、発生土置き場等の環境保全措置の内容をより詳細なものにするための影響検討になります。

続いて、第7章の環境影響評価の項目に係る環境の状況です。事後調査の対象項目であります水資源、動物、植物、発生土置き場等について記載しております。ただ、動物につきましては希少種情報がございますので非公開としております。ですので、御説明からは割愛させていただきます。

続いて、水資源調査ですが、湧水量調査を2地点、地表水量調査を9地点で、月1回の頻度で調査してまいりました。場所は、調査地点東側から上野原市で1地点、続いて富士川町内で3地点、早川町内で5地点となっております。また、湧水量の調査地点は早川町内の2地点となります。こちらが早川町の新倉湧水の湧水量グラフになります。3年間分の湧水量で同様の傾向を示しております。令和元年の10月から12月が飛び抜けて水量が増加しております。こちらは台風19号の降雨に伴う水量増加と推定しております。また、同様に令和2年の7月が飛び抜けて水量が増加しております。ここは7月豪雨がございましたので、その影響と推定しております。以上のことから、季節変動や降雨による影響変動は見られる箇所がありますが、工事の実施による影響は確認されなかったと考えております。

続きまして、動物についてです。こちら事後調査結果につきましては割愛させていただきます。後ほど非公開時に御説明させていただきたいと思っております。

続きまして、植物についてです。重要な種の移植播種の効果に不確実性があることから、移植播種を実施した植物の生育状況の確認を実施いたしました。調査対象は、5種で、移植後3年まで調査していくこととしております。早川町で移植播種した植物の生育状況を調査いたしました。平成27年に播種したメハジキ、平成29年に移植したチャセンシダともに順調な生育、活着状況を確認しました。続いて、富士川町で移植した植物の生育状況です。平成29年に移植しましたエビネとミスミソウ共に順調な活着を確認しております。同じく富士川町で移植しました植物の生育状況です。令和2年に移植しましたエビネとカンアオイですけれども、移植後も順調に生育していることを確認いたしました。植物については以上です。

続きまして、発生土置き場についてです。発生土置き場等は、全部で10ヶ所整備しておりますが、そのうち平成30年度から令和2年度のこの対象期間に新たに設置した発生土置き場は6ヶ所になります。環境保全措置の内容をより詳細なものにするために影響検討を実施しております。この影響検討を実施した中で不確実性がございます植物の生育状況について確認いたしました。こちら移植を実施した5種の植物の生育状況を確認しております。

富士川町の高下地区工事用道路に発生土を入れた際、それに伴い移植した植物の生育状況を調査いたしました。平成29年に移植したカワジシャは3年目の生育が確認されております。一方で、平成30年に移植した個体につきましては、平成30年8月の調査以降は確認できておりません。原因としては、水路脇に移植しましたが、平成30年7月に台風の出水の時に流出した可能性が高いと考えております。続きまして、平成29年に移植したヒエガエリについてです。こちら3年目の生育が確認されました。一方で、先程のカワジシャと同様に平成30年に移植した個体については、8月の調査以降は確認できておりません。これも原因は同様で、台

風による出水で流出した可能性が高いと考えております。

続いて、早川町の塩島地区の発生土置き場の整備の際に、移植した種についてです。平成30年に移植したエビネは、順調な生育状況を確認できております。一方で、平成30年に移植したメハジキは、令和2年度の調査で移植個体が確認できませんでした。来年度、また改めて生育状況の確認を行いたいと考えております。

次に早川町の奈良田地区の発生土置き場の際に、移植した種についてです。こちらの計画地は元々駐車場として利用されていた場所で計画地全面にカワラニガナが確認されました。その一部を令和2年5月と8月に移植をいたしました。活着が確認できませんでした。そのため、9月に3回目の移植を行いまして、無事、活着を確認できました。

では、続いて第8章です。環境の保全のための措置の実施の状況です。環境保全措置は大気環境を始めとしまして、7つの項目について実施しております。本日はその中の一部について御紹介いたします。大気環境の騒音についてですけれども、工事ヤードの周囲に仮囲いを設置すること。また、コンクリートのバッチャープラントを建屋で覆うことで騒音の低減というのに努めております。また、右側の写真で、水環境ですが、工事ヤードに濁水処理設備を設置して、工事排水を適切に処理することを行っております。続いて、土壌環境ですが、発生土を仮置きする土砂ピットは底板とその周囲にコンクリートを打設して、排水が流出しない構造としております。右側の動物、植物、生態系についてですが、夜間照明につきましては昆虫類の誘因効果が小さいLED照明を採用しております。続いて、人と自然との触れ合いですけれども、工事ヤードの法面を緑化、また仮囲いを周囲に配慮した色彩とすることで影響の低減を図っております。また、建設汚泥は脱水処理を行うことで、環境負荷の低減というのを行っております。左側の発生土置き場がございませけれども、要対策土の運搬においては荷台を浸透防止シートなどで覆いまして、飛散防止に努めております。また、要対策土用の発生土の仮置き場では要対策土からの排水を水槽に集めまして、水質試験を実施しております。

続いて、第9章です。環境保全のための措置の再検討です。評価書に記載された予測と事後調査の結果に相違が生じた場合の原因及び環境保全措置の見直しの必要性を検討いたしました。

水資源についてです。事後調査の結果です。工事が原因と考えられる影響は認められないため、環境保全措置の見直しの必要はないと考えております。動物、生態系についてです。事後調査の結果から、クマタカ青崖ペアは平成29年度以降に飛翔が確認できていないが、専門家からは、イヌワシによる影響が考えられるとの見解でした。また、クマタカペアは平成29年度に繁殖したと考えられる若鳥の飛翔が営巣地周辺で確認されており、分散していないようでした。環境保全措置の見直しの必要性はないと考えております。続いて植物についてです。事後調査の結果、令和2年度までに移植した植物について生育は良好でした。環境保全措置の見直しの必要はないと考えております。

発生土置き場等についてです。移植した5種のうち、4種について生育が確認できたものの、1種については来年度以降の調査で確認する必要がございませ。影響検討との相違はないため、保全措置の見直しの必要はないと考えております。

最後にまとめです。事後調査の結果です。水資源は、工事実施による影響は確認されませんでした。植物は移植播種を実施した5種の生育を確認しました。発生土

置き場は、移植播種を実施した5種のうち、4種について生育を確認しました。1種のメハジキにつきましては、令和2年の確認調査で生育が確認できなかったため、令和3年度以降の生育状況の確認を行ってまいります。環境保全措置の追加は、今のところ不要と考えております。以上が本編になります。

最後に、資料編でモニタリングの概要について御説明しています。事後調査とは別に、工事中及び工事後の環境管理を適切に行うことを目的に事業者の取り組みとしてモニタリングを実施しております。その結果、水質では、すべての調査地点において基準値等に適合することを確認しております。また、水資源では季節変動や降雨による変動は確認されておりますが、工事の実施による影響はないものと考えております。土壌汚染では基準値に適合しない自然由来重金属等を含む発生土、長期的な酸性化可能性のある発生土を一部確認しました。これらの発生土は発生仮置き場遮水型に運搬しまして、適切に保管しております。発生土置き場での水質調査では、すべての調査地点において基準値等に適合していることを確認しております。要対策土を仮置している遮水型発生土仮置き場では、雨畑地区の発生土仮置き場の観測井戸で環境基準を上回るふっ素が検出されましたが、自然由来による影響と考えております。それ以外の地点では基準等に適合していることを確認しております。その他に特に実施した調査として、希少猛禽類のオオタカ、イヌワシの継続調査や鳥類のミゾゴイ、サシバの確認調査を行っております。また、先行着手した利根川公園での高架橋工事では、大気質、騒音、振動を調査しております。それに伴うものがすべて基準値に適合していること。また、水資源においても工事による水位、水質の変動は生じてないということを確認しております。

以上で、中間報告書の概要説明とさせていただきます。ありがとうございます。

(坂本会長)

ありがとうございました。御説明は大きく二つに分かれていまして、前半部分は現場視察ができなかったため視察箇所の説明、後半の部分が中間報告書についてです。これから皆様に御意見をいただきますが、まず、簡単なことを私から確認させてください。前半部分で、工事場所の様子についてですが、①～③まであって、②と③は高架橋工事だと思います。①はリニア本線建設工事の付帯として特殊な工事だと思っています。確認したいのは、①の保守基地・変電所工事について、この地図の赤い部分ですが、多分、堤体ダムを造って、谷に土を埋めて平らにするということですよ。

(事業者 JR東海 米本氏)

コンクリートでダム状にするというよりは、基本的には安定勾配で盛り立て、階段状になっていきます。斜面と犬走りの繰り返しになっております。

(坂本会長)

この部分については、まだ工事は始まっていないですよ。

(事業者 JR東海 米本氏)

今は木の伐採を終えた段階です。造成はこれから先になります。

(坂本会長)

先程の話で、②と③はモニタリングをしているということで、①については実施しておりますか。特に保守基地・変電所で、木を伐採する前に調査したのか、動植物調査したのか少し教えてください。

(事業者 JR東海 米本氏)

まず、モニタリングの水質のポイントはこちらです。先生の御質問としては、この予定地の希少種調査はどうだったかということによろしいですか。

(坂本会長)

そうですね、谷の木を伐採する前に調査したのか、現在も調査しているのか、今後、モニタリングするのか、結構、面積が広いと思います。

(事業者 JR東海 米本氏)

そうですね、こちらでは植物の希少種がございましたので移植を行っております。

(坂本会長)

希少種に関わる部分なので、後程聞かせてください。

それでは皆さんの質問、意見をお伺いしますが、まずは会場の委員から御意見をお聞きして、そのあとウェブ参加の委員にお聞きしたいと思います。ウェブ参加の方は音が入らないようにミュートのまましばらくお待ちください。

それでは会場の方、御質問や御意見がございましたら、よろしく願いたします。では、岩田先生、願いたします。

(岩田委員)

山梨大学の岩田です。お伺いしたいことが沢山ありまして、一つずつ確認をお願いしたいと思います。

まず、先程少し紹介いただいた早川トンネル工区の発生土置き場についてです。今、奈良田地区より上に、かなりダンプが土を運んでいるかと思いますが、どちらに運んでおられるのでしょうか。また、それが発生土置き場の計画があったかどうかというのが確認できなかつたので教えていただきたいです。

(事業者 JR東海 米本氏)

御質問ありがとうございます。今、奈良田よりも北側への運搬は行っております。県の事業で芦安道路整備事業を行っております。そちらの道路の資材として弊社の発生土を活用していただいているということで運搬をしてございます。

(岩田委員)

承知しました。それではそちらに発生土置き場が造られる、造成されることは、今のところないということで承知しました。

それから関連しまして、発生土仮置き場が長らく設置されて時間が経っていますが、この数年の間でも早川町内では土砂の崩壊が多数発生してしまっていて、それらによって、発生土置き場で危険性が増していないかどうか。

それから、御社の残土置き場かどうか確認できていないのですが、あの地域には多数の残土置き場があって、場所によっては遮水シートの際間から植物が生えていたり、隙間が空いたりと破れているのではないかと懸念されるようなものが多数見られているのですが、そのようなシートの機能劣化が起きていないか。

それから、まだ造成中の発生土置き場については、例えば、工事などでは速やかにシートを被せるという対策が、案として書かれているのですけれども、夜間の豪雨時とか、例えば、昼間でも突発的な風水害等が発生するときに、そのような対策は現実的に行われているのかというところが非常に心配しております、それらについて教えていただきたいです。

(事業者 JR東海 米本氏)

御質問ありがとうございます。まず、一つ目の発生土置き場の安全性というお話かと思えます。こちらは今年7月に熱海で盛土が流失したということがあったかと思えます。弊社では発生土置き場を常に人の目で確認するようにしております。そこと合わせまして、今回、熱海の盛土の流出という事象を踏まえて、県からも点検の指示をいただきまして、すべて確認しております。

確認した結果、盛土の変状、遮水シートの切れ、擦れなどが発生していないか。後は、周囲の雨水側溝に詰まり等はないか確認いたしまして、すべて所定の機能が確保できていることは確認しております。

もう一つ、御質問いただいたこととして、施工中のシートの掛けをどうするのかというお話かと思えます。特に、区分土を盛り立てるときに、工事をしている最中のシートが掛かりきっていない状況のときのことが一番懸念されるかと思えます。まず、極力、シートを掛けておくというのが基本ですが、当然、盛土をしていく最中にはシートを取らないといけません。ですので、施工中、必要な分はシートを剥がしております。その後、雨が降ってきた際にはシートを掛けるということを行います。ただ、その間に強い雨が降って、中に浸潤する水というのは出てきます。その浸潤した水は通常の雨水とは区分して集水しまして、それを水槽にすべて集めまして、水質試験を行った上で、重金属等が含まれた水であれば、すべて産廃処理を行っております。一般の雨水とは区分した取り扱いを行うということで管理しております。

(岩田委員)

はい、承知いたしました。今からお伺いすることは非常に個別的なことですが、早川町内の住民の方からお伺いしたことです。一昨年の4月のゴールデンウィーク前頃に、早川の本流に色が付いて濁ったことが、3、4日ほど継続していたことがありまして、それは今問題になっている雨畑川ではなくて、早川の本流筋のほうで、水の濁りといいますか、水色が変わったことがあったそうです。

地域住民の方はリニア関係で何かあったのかどうかということをお心配されておまして、そういった事象を把握しているかどうか、もし御存じでしたら教えていただきたい。2019年の4月中旬か下旬ということは伺っています。私自身は直接観察したわけではございません。

(事業者 JR東海 米本氏)

2019年4月で住民の方から、そういう申告があったどうかは今、はっきりと確実に押さえているデータはございません。ただ、一方で工事中は毎月調査を行っておりますので、そこで数値上、基準を外れるデータというのは今のところないことは間違いありません。

ただ、その2019年4月に住民の方からそういう申告があったかどうかというところについて、今すぐお答えはできなくて申し訳ありません。

(岩田委員)

原因ははっきりしていないということではありましたけれども、場合によっては対策土を保管している場所で、雨水等を保管している貯留タンクからの漏水があったのではないかと、そういう心配をされている方がおられました。

また、管理は恐らく下請業者に発注されていると思いますが、もし可能性があれば情報をいただけましたら、有難いですし、御指導等もお願いしたいと思います。

(事業者 JR東海 米本氏)

ありがとうございます。一つは、確かに、例えば、タンクが壊れるということも、万が一にはあります。そういうことがあったときのために、タンク周りには貯水プール状に、タンクと同容量の囲いをコンクリートで作っております。ですので、一般雨水とは異なる系統で水を集めること、万が一、その水槽が壊れても、周りにコンクリートの壁で囲んだプールに集められるということ。この2つの対策を取っておりますので、できる限り、川に漏れ出すということがないように対策というのは今後も考えてまいりたいと思います。

(岩田委員)

是非、お願いいたします。

関連しまして、この発生土仮置き場の影響検討の資料等も拝見しますと、常に、土壤環境への汚染が懸念されるという形で書かれているのですけれども、検討の結果、対策を施すので影響はないということで、結局、測定等が行われていないという流れになっているかと思えます。

例えば、水質項目ですと、元々、最初の検討段階で遮水シートを施すとか、そういった対策を行うので、アセスの対象としないという書き方がされていますが、この土壤環境については常に汚染の可能性がある、御社が検討材料に挙げておきながら、実際には文献調査と施工方法から考えて、汚染の可能性はないという結論で、実際、土壤調査が行われていない。他の項目と扱いが違うように解釈しております、その理由付けが私には理解ができない。アセスメントの必要があると言っているのにも関わらず、結局、検討結果、工法的に問題がないから、調査はしないというような循環論に陥っているような論法が繰り返されているように思えます。そのロジックといいますか、どういう理屈で土壤の計測をしないのかというところを御意見いただきたいです。

(坂本会長)

発生土の処理の流れを御説明いただければと思います。

(岩田委員)

発生土を置くまでの流れではなく、発生土置き場における土壤環境のアセスメント、影響評価対象として、常に土壤というのは評価対象に挙げられているのですが、結局、文献調査と施工方法から考えて、汚染の可能性はないという結論を、調査を行う前に、結論付けられて、実際には土壤の観測データが出てくることはないという状況になっています。

水質などと扱いが違っているように思ひまして、なぜその調査をされないのかというところの理由をお聞きしたいところです。

(事業者 JR東海 米本氏)

そうですね。影響検討書の中で土壤汚染の可能性があると謳っております。土壤汚染の可能性のあることに対しては、その対策を施さないといけないということで、対策として遮水シートを設けるということで対策を施すので、その先の土壤汚染の可能性はないと考えています。何でないのかといたら、その遮水シートで覆う対策というのが、これまで実績が多数ある、信頼に足り得る施工方法なので可能性はないだろうというのが論法です。

(岩田委員)

そうしますと、例えば、同じ影響検討項目の水質を見ますと、発生土仮置き場の濁水処理を行うこと。それから、遮水シート等の処理を行うことで、河川等の影響はないと事前に判断して、こちらは非選定にされている。水質は同じように施工方法上、問題がない対策を取られるので非選定とするのですが、土壤のほうは、危険性があるということで選定にされていると、我々からすると選定されるのであれば、調査をされるだろうと思うのですが、なぜか、対策は万全なので調査を行わないという結論付けになっていて、項目間での統一がされていない。選定するのであれば調査をしていただきたいという私の意見です。

(事業者 JR東海 米本氏)

ありがとうございます。先生の仰っている意味が分かりました。なぜ、土壤汚染は選定となっていて、なぜ、水質は非選定となっているかというところの御説明ですけれども、土壤汚染は、実際に汚染がされ得る場所に土を置くという行為をするので可能性がある。なので、選定しているのですが、それに対して対策を施すことによって、汚染することはないですということを申し上げております。

一方で、水質につきましては、出てきた水を早川にそもそも放流しないということで、放流を一切しないのであれば、その水質が悪化するということはないということで非選定としている。もし、水が早川に入るといふことであれば、それに対する対策を施すことによって大丈夫ということになるので、それであれば、選定としますが、そもそも水が行かないということで非選定にしています。

(岩田委員)

すいません。その辺りの違いが文面から読み取るのが非常に困難であることと、いずれにしても、土壤汚染の恐れがあるのであれば、文献調査等、施工方法での問題なしとするのではなく、是非評価を行うということを検討いただきたいと思

います。

この内容を読んでいきますと、アセスメントを適切に実施しているかのように読み取れるのですが、よく見てみると何も調査がされていないという内容になっておりますので、その辺りが私どもからすると理解しにくい内容になっておりますので、御検討いただきたいと思います。

(事業者 JR東海 米本氏)

仮置き場につきましては、まず、実績、信頼のある対策を施すことによって、影響を与える可能性はないということですが、最後、仮置き場を撤去した後は、改めて土壌調査します。残土が無くなった後、元の地盤が出てきますので、そこに対策がしっかりされたかどうかということの結果を見るために、土壌調査をやるということはお約束でやっておりますので、その段階で、対策効果があったということを再度、最終確認をするということです。

(岩田委員)

そのためには事前調査が必要ではないかと思っておりますので、事後調査も、是非よろしくお願いたします。

それから関連しまして、その対策土が撤去された後ということで、それについてお伺いしたいのですが、南アルプストンネルに関わる発生土置き場が増え続けていますが、残土の行き先が計画されているのかということと、今回対象になってきている第一から第四南巨摩トンネルの発生土はどこに置かれる予定なのか、可能な範囲で、情報いただければと思います。

(事業者 JR東海 米本氏)

ありがとうございます。まず、発生土ですが、まず、第一義的には公共事業等で有効活用していただけるように、その情報を収集していくということで、今芦安道路で活用いただいておりますが、その他にも早川町内においても盛土整備造成に活用していただいているというこれまでの実績がございます。これを今後も継続していくということが一つです。あと、もう一つの柱が、高下地内に造成いたします保守基地・変電所の造成工事になります。こちらに運びまして、特に対策土につきましては、保守基地・変電所で封じ込めを行った上で、造成工事を行うということを考えております。

(岩田委員)

すみません。高下地区は早川町内ですか。

(事業者 JR東海 米本氏)

富士川町内です。最初に御説明した①の赤く色付けた場所の盛土造成で活用していくということです。

(岩田委員)

それは第一から第四南巨摩トンネルで出てきた発生土についてはそちらに入れるということですか。

(事業者 JR東海 米本氏)
そうです。

(事業者 JR東海 市瀬氏)
JR東海の市瀬です。少し補足いたします。こちらの富士川町高下の保守基地・変電所の盛土の中に入れる土というのは、現時点では第一から第三南巨摩トンネル、それから第四南巨摩トンネル東工区、こちらから出てくる土をここに全量入れることを計画しております。

(坂本会長)
対策土を入れるのか。

(事業者 JR東海 市瀬氏)
区分土もここに。

(坂本会長)
対策土、両方入れると。

(事業者 JR東海 市瀬氏)
両方です。

(事業者 JR東海 市瀬氏)
当然、対策土は対策土として遮水されるように対策を施した上で、この盛土の中に入れます。

(坂本会長)
対策のところは廃棄物の管理型のようにやるということですか。

(事業者 JR東海 市瀬氏)
左様でございます。
一方で、早川町内の仮置き場の発生土は、今日の御説明でも何度か出てきましたが、自然由来の重金属等を基準値以上に含む区分土、対策土と、基準値未満の通常の発生土があります。通常の発生土につきましては、今米本から説明がありましたとおり、山梨県の早川芦安連絡事業でありますとか、早川町さんのほうでも、様々な発生土の活用事業を立ち上げていただきましたので、そちらに順次活用していただいております。早川町内で今仮置き場に保管している区分土につきましては、こちらは今最終的な置き場をどこに持っていくのか、その候補地の調査検討しているところでございます。また具体的にはどこに持っていくという計画までお示しできない状況なのですけれども、そちらをなるべく早く決定するように考えております。以上です。

(坂本会長)
単純に考えると、こういう谷を埋めるというのが一番量を入れられるような気も

するので、それを探しているという意味ですか。

(事業者 JR東海 市瀬氏)

色々な候補地を考えております。区分土、対策土の処理ですけれど、基本は自社用地での封じ込め、あるいはその量によっては産廃で処理するというようなやり方もあります。まだ考えているというところですよ。

(坂本会長)

分かりました。少なくともトンネルから出る発生土量はもう計算できているはずなので、例えば、全体の2%は、ここに入れますという検討はしていると思うのでどこかの時点で発生土の収支を御説明いただきたいというのがあります。

それから、今度はどこかを埋め立てるという話になったら、環境影響評価の対象ではないかもしれないけれど、それに付随して、どこかの工事で、事業者様のところで何かやるということでしたら、本来なら環境影響評価の対象ではないのかもしれないけれど、こちらとしてはそこも含めて評価してほしいということを考えています。意見ですが、よろしく願いいたします。

他に何かありますか。よろしければ、岩田委員の続きをお願いしたいと思います。

(岩田委員)

すいません。少し話が変わってもよろしいでしょうか。長くなって申し訳ございません。最後に湧水と地表水の水質並びに水量について、御質問と御意見をさせていただきます。今回の中間報告でも水質及び水量については明瞭な影響が認められないというような見解をされていますけれども、私はもう再三申し上げているのですけれども、月1回の調査ではその水量変化を、特に水質よりも水量ですけれども、水量の変動を評価することは困難であると考えております。常時観測を行っていただきたいということ、ずっとアセスの会議で申し上げているところです。

実際に御社の今回の見解を見ましても、台風による影響が大きい、あるいは7月豪雨の影響が大きいというような変動が大きく見られたということで、それもこちらが前から申し上げたとおり、そういった突発的な水位変動の影響がありますので、月1回の調査がそういったところに当たってしまうと、当然ながら大きくデータがばらつきますから、その変動の中に工事前後の影響が埋もれてしまうということになります。

ですから、是非、常時観測、水位ロガーを設置するという形で結構かと思っておりますので、それを検討していただきたいと思っております。さらに、静岡工区では常時観測を行うことを検討しているという報道も、静岡新聞か、どこかの報道で読んだ記憶がありますけれども、他の工区では常時観測を検討されているということですので、本県にとっても、水資源にとって、非常にトンネル工事の影響というのは懸念されますので、是非、水資源の評価方法というのは、今からでも再検討していただきたいと思っております。

それから、水質については、常時観測ということはとても困難で、それは非常に高額な装置を設置する必要がありますので、それは難しいかもしれませんが、例えば、今回、水質観測点を挙げておられましたけれども、そこを上下2ヶ所、排水ポイントの上にも1ヶ所設けて対象区を設けて、それとの比較の中で排水の影響

がないということを季節的に評価していくというやり方を行えば、観測頻度が少ない中でも、適切に評価することができるのではないかと思いますので、排水ポイントの下だけではなくて、もう1ヶ所上に設けるといことも、是非検討していただきたいと思います。以上です。

(事業者 JR東海 米本氏)

御意見として一旦受け取らせていただきます。

(坂本会長)

では、湯本委員、お願いいたします。

(湯本委員)

先程から、発生土仮置き場の話が随分出ているわけですがけれども、最大仮置き場はどのぐらいの量が想定されていますかということが1点です。

それから、高下地区は、そこへ入るまでの道路が大変難しいところだと思います。これだけ大きな工事がある場合に、どういう進入路を考えているかお話をしていただきたい。

それから先程伐採地の調査をされたとのことですが、それをしっかりと公開されるほうが良いと存じます。

(事業者 JR東海 米本氏)

御質問は3点かと思います。仮置き場の総量がどれだけのなか、高下地区への進入路はどういうルートかということ。後は伐採しました高尾ヤードの所ですがけれども、その調査結果はどうだったのかということかと思います。最後の3点目につきましては非公開情報になってくると思いますので割愛させていただきます。

(事業者 JR東海 市瀬氏)

JR東海の市瀬です。正直なところ、今後、最大どれぐらいになりそうかというところを申し上げることが今はできません。と言いますのも、先程、2つの種類の土があると申し上げました、区分土、対策土と通常の発生土と、通常の発生土というのは自治体等の活用事業に順次運んで活用していただいております。

一方で、活用していただく事業で受け入れられる量、1日ダンプ何台分とか、1ヶ月に何台分とかということと、トンネルから出てくる発生土のペースというのが必ずしも毎月同じになるわけではなくて、そのギャップ分を吸収する場として早川町内の仮置き場というのは、そういった意味でも活用しております。そういったギャップが今後、どれだけ生じるかということ次第で、今後、更に仮置き場を増やすのか、増やさないのかということが決まってくると思いますので、今現時点でこの見通しを申し上げることができないというのが正直なところです。

もう一つ、区分土、対策土の仮置き場については、これは正直、まだ最終的にどこに持っていくかということが決まっておられません。それから、この1年程で区分土の仮置き場を何件か新しく保全計画書として公表いたしました。増えているなという御心配、御懸念は最もだと思います。これは、なぜそういう状況になっているのかと言いますと、それまでより少し区分土の発生率が従前より増えておりまし

て、区分土の発生ペースが上がっています。そのため、仮置き場を少しずつ追加しているという状況です。こちらも最終的な置き場が決まって、いつ持っていけるのか、今後どれぐらい出ていくのか、今、区分土の発生率が少し高くなっているのだけれども、それがずっと続くとは思っておりませんので、それも落ち着いてくるかもしれない。そういったところも併せ持って、今後、どれだけ最大限要るのかというところが具体的に申し上げられないというところでございます。実態としてはそういう状況でございます。

(坂本会長)

ありがとうございました。

(事業者 JR東海 米本氏)

もう一つは、高下地区への進入路の話かと思います。今画面に出ておりますのが、進入路になります。工事現場のトンネルの坑口ヤードというのがこちらになります。高下の保守基地・変電所を造成する場所がこちらになります。ここへの車両の出入りですけれども、増穂方面から倉沢川沿いの道を通りまして、仙洞田集落に入るトンネルがあるかと思っておりますけれども、そこは入らないようにしまして、千本農道を一部拡幅工事しまして、ダンプが通れるように改良した上で通行するというところで、こちらのほうを通行路とさせていただいているところです。

(湯本委員)

追加でよろしいですか。国道52号から入ってきますよね。そうすると52号から小室に入ってくる道自体もそんなに広い道ではないですよ。そこを一本に絞らざるを得ない部分もあると思っておりますけれども、結局、それを利用されるということですね。

(事業者 JR東海 米本氏)

そうですね、52号から一本道を使っています。

(坂本会長)

よろしいでしょうか。では、会場は終了ということで、次はウェブ参加の皆様へ、御質問、御意見をいただきたいと思っております。御質問等ある方は挙手をお願いします。

(田中委員)

田中です。まず、大規模開発事業であることを認識して、様々な環境影響に目を向けていく必要がある。では、質問です。今日はモニタリングの話がありましたが、モニタリングのやる意味を教えてください。

(事業者 JR東海 米本氏)

JRの米本です。モニタリングを行う意味ということですが、まず予測に不確実性があるものについては事後調査を行うこととしております。ただ、予測の不確実性がないということではありますけれども、環境が適切に管理されているかどうかということを確認するために、我々としては、モニタリングを行っております。

す。

(田中委員)

はい。例えば、保全対策のことをお話されたときに、評価書で約束していることをやっていますというお話があったかと思うのですが、これは大丈夫ですか。

(事業者 JR東海 米本氏)

はい。環境アセスメントの評価書で定めた上で、また、更に我々としては、法令、条例に則るものではありませんけれども、計画が具体化した段階で、評価書で約束していたものをより具体化するという形で、保全計画書というものを作っております。その保全計画書に従い、環境保全措置を実施していきますので、環境保全措置が行われているかどうかということについて、本日、御説明させていただきました。

(田中委員)

良く分かりました。そのようにしていくしかないと思います。ただ、そのときに、先程の委員とのやりとりであったように、残土の量とか、残土置き場のこととか、未だに分かっていないわけですね。分かっていないけれども、アセスが先行して終わってしまっているわけです。基本的にアセスをやったときは、実は重大な環境影響になり得るものが抜けたまま、アセス、即ち、悪影響の見積もりをやっていたわけですね。

既に今はもう、アセスが終わってフォローアップの中間報告の段階です。これはJR東海さんの問題では全くなくて、制度の問題ではありますが、そういう状況でやっているということを本当に認識してほしい。そうすると、その評価書に約束したとかということは、もちろんそういうことは大切ですが、その時点では分からずに、今後、環境影響の原因になりえることが出てくるわけですから、そういうことを本気に考えていただきたいということです。

そうしますと、先程の御説明の資料の中に、環境保全項目が並べられていて最後に「その他」という項目になっていて、この「その他」の部分に残土置き場の説明が入る構造になっているわけなのです。確かに、今のアセス制度の仕組み上、また、このような審議会を進めてきた我々としても、そういう構造で見るとはいいわけだけれど、本来は「その他」としか取り扱われていない残土置き場については、その一つ一つに対して、ひとつの環境アセスメント手続がなされるべきものだと思います。

つまり、いつ、どこに、どれぐらいのものが造られるのか、どういう車両で、どれぐらい運んでくるのかなど、将来どうなるのかということも含めて、一つ一つの残土置き場について、しっかりとしたアセスが本来は行われるべきものです。他の先進国では、このような連結した二次的、三次的な環境影響要因についても全部アセスがなされることになっています。

(田中委員)

日本のアセス制度の問題という点もありますけれども、あれだけ大きな残土置き場が、リニア新幹線の開発という中に含まれていながらアセス対象となっていない。本来であれば、残土置き場の1個、1個でアセスをしなければならない話です。

私は実際にカリフォルニアでアセスをやっていた時に、生物多様性オフセットとしての自然復元事業で、湖の復元に従事しました。そこで、掘削した湖の土をどこかにやらなければならない、という状況に直面しました。その際、もし、本当にその大量の掘削土砂を他の場所に運ぶのであれば、その行為自体がアセスの対象となるので、アセスをなさいと監督官庁から言われました。そこで、事業者としたら、それは大変なことなので、残土を違う場所に持っていくことは諦め、自然復元の場所に、即ち、掘削した湖のすぐ隣に新たな山を造り、それをも自然復元を構成するものとして何とか認めてもらうように努力をしました。その結果、湖と掘削した土砂の小山が隣接する自然復元となりました。

そこで申し上げたいのは、そのような土砂で残土置き場を造ったり、移動させたりするという事は、本来、それに対しての環境アセスメントが必要なのですよ、ということです。だから、大気とか騒音などの項目の最後に「その他」として、その中で残土置き場関係が扱われるのではなくて、残土置き場関係がそもそも環境アセスの対象行為となり、それに対して大気や騒音、動植物、景観というように必要な環境項目ごとに検討しないと、本当はおかしいわけです。

今の構成だと、結局、残土置き場関係で何をやったのかということ、水質調査をやりましたみたいなことのみになってしまっています。残土置き場自体の存在とか、残土置き場を設置したり移動したりすることによる、動植物とか、騒音、振動とか、景観とかに対する影響は色々あるわけですよ。今の「その他」という構成だと、それらがすべて抜けてしまっている、ということなのです。それは確かに、今の法的にやらなくてもいいのかもしれないけれど、企業として、そこはできるだけ包括的に見て、特に危なそうな所はしっかりとやってほしいと思います。

仮置き場が今後どれぐらい、全部でどれぐらい出現し、将来、それらがどうなるのかということをお話してほしかったのだけれど、それは今の時点では分からないということが今のお話で分かりました。

もう一点あります。今までJR東海さんに何度もお会いするときにお話しているのですが、ホームページで事業内容や工事状況が一目で分かるように作っていただけないかをお願いしているのです。今最新のものを見ているんですけども、やはり残土置き場関係の情報が都道府県等でバラバラなのです。リニア新幹線建設に係る残土置き場の状況ということで、1ヶ所のホームページから全部の情報が見られるようになると良いと思います。また、最近のGoogleマップのように縮小、拡大が自由にできるようなGISを利用すれば、例えば、自分が毎日通る道と残土置き場の関係はどうなっているのかなど、細かいこともすぐに分かるようにしてほしいと思います。現場の写真が残土置き場ごとに載っているのは非常に分かりやすいとは思いますが、その写真の具体性と全体の地図の間に情報の乖離があります。

今日、御紹介いただいた残土置き場ですが、例えば、今後、それがいつまでそこにあるのか、どのようになるのか、という情報は今開示されていないのですか。

(坂本会長)

もし開示しているとしたら、それがどこにあるか分かりにくいということだと思います。

(事業者 JR東海 米本氏)

まず、仮置き場を設置する際には保全計画書を出させていただいて、その中で置き始めるのがいつからで、その設置期間というものについて、保全計画書の中に記載はさせてもらっています。

(田中委員)

なるほど。一般市民が簡単に見ることのできるホームページにもそういう情報があると良いと思います。一つ目のお願いというか提案は、仮置き場の状況が一遍で分かるようなホームページ上の地図を整備していただけたら良いのではと思います。

2点目のお願いというか提案ですが、先の海外の話に関係するのですが、今、沢山造っている巨大な仮置き場が本当に「仮の」置き場なのかということです。結局、処分先が無くて、半永久的に存在するというものが結構出てくるのではないかと、という心配です。これは素人考えだから全く分かりません。しかし、そのようになった場合のことを、今のうちから考えておいたほうが良いのではないかと、という提案です。情報をうやむやにするのではなくて、「仮の」置き場と言っている以上は、例えば、1年後、遅くとも3年後には無くなるとかというような計画です。もちろん、「仮」という日本語のニュアンスは、どこぐらいまでは仮と言えるのか。これは人によって違うかもしれません。しかしながら、少なくとも10年置いてあるものが「仮の」置き場と言われると、どうなのかなと、地域の住民や自然環境の観点からすれば思います。

だからその辺りの計画において、先程のカリフォルニアでの生物多様性オフセットの例のように、残土の山を移動することだけではなく、むしろその場での例えば自然復元、自然創出など、有効利用の方法はないのかとか、そういうような可能性についても、今のうちから考えて、それについても情報開示していったほうが良いのではないかなと思います。

やはりあれだけ大規模なもので、あれだけ自然環境の豊かかつ脆弱な所での話ですから、法的規制の有無にかかわらず、企業としてそういう姿勢で是非やっていただけたら、リニア開発もより良いものになっていくのではないかなと思います。以上です。

(坂本会長)

環境影響評価制度の中でやられているかもしれないけれど、これは制度を超えて、本当の環境影響がどの位あるのかという視点でも考えていただきたい。多分環境保全事務所というのが、制度の中の環境保全ということに特化しているのではないかとと思うので、もっと上の部分では、会社として、このような大きな事業するのであれば、環境影響評価を超えたようなことをやはりやっていますよということを考えてもらいたいなと思います。それは会社全体として考えてもらいたいと思います。

それから情報公開についても、会社としてどうやるのか考えてもらいたい。田中先生、よろしいですか。

(田中委員)

ありがとうございました。

(坂本会長)

他の委員の方がいかがでしょうか。この調子ですと、多分16時頃まで掛かると思っています。その辺はよろしく願いいたします。

(佐藤委員)

佐藤です。公開の部分で、いくつか質問したいと思います。1週間前に現地調査がなかったので、個人的に高下に行ってきました。全体を見させていただきました。

まず質問を一つずつしたいと思いますけれども、以前、早川の坑口を3ヶ所ほど視察させていただいた時に非常にコンパクトに掘られているなというのが印象でした。今回高下を見て、非常に環境を変更している面積が巨大だと思いました。まず、坑口の法面が非常に巨大に吹き付けされていますけれども、なぜ、これほど大きいのか、お聞きさせていただけますか。

(坂本会長)

回答をお願いします。

(事業者 JR東海 寺下氏)

JR東海の寺下でございます。よろしくお願いします。この右上の写真で、少し分かりづらいのですが、この法面の中に一本林道がございます。林道を、山で言いますと、奥側にセットバックする関係でもございまして、その林道の上部のほうから今回切り土を行っております。そのため、法面範囲が、他工区と比べてどうかというのは申し上げないですけれども、大きく見えるということでございます。

(佐藤委員)

はい、分かりました。これは法面の植栽をする計画はないのですか。

(事業者 JR東海 寺下氏)

コンクリートで吹き付けをして、法面工をしておりますので。

(佐藤委員)

このまま残るといえることですか。

(事業者 JR東海 寺下氏)

はい。

(佐藤委員)

そうですか。残念です。それから次の質問ですけれども、ずりピットの基礎打ち工事が終わっている所を見ました。面積が非常に大きいのですけれども、これは建屋の高さはどのくらいになりますか。周辺部に崩れないように何かしら塀が作られるのですか。

(事業者 JR東海 寺下氏)

この周りに、壁、それから屋根も掛ける予定でございます。

(佐藤委員)

高さはどのぐらいですか。

(事業者 JR東海 寺下氏)

高さはこの場ですぐにお答えはできません。

(坂本会長)

大体の感じでいいですか。2階ぐらいの高さとか、高層でしょうか。

(佐藤委員)

こちらから申し上げますけれど、例えば学校の体育館一つ分ぐらいのボリュームのものができるということですか。

(事業者 JR東海 寺下氏)

そこまで大きな高さにはならないですが、今見えているのが、一番底の面でございます、これを3部屋に仕切る、コの字型の3部屋ができる。そういったイメージでございます。

(佐藤委員)

高さ10メートルとかあるわけですね。

(事業者 JR東海 寺下氏)

はい。壁ができます。

(坂本会長)

箱みたいのができるわけですね。

(事業者 JR東海 寺下氏)

仰るとおりでございます。

(佐藤委員)

それと奥のほうに排水のためのタンクの施設ができるのですね。

(事業者 JR東海 寺下氏)

はい。濁水処理設備です。

(佐藤委員)

奥のほうは、集落に接していましたが、このずりピットの設置部分というのは、完成後は撤去されるのですか。

(事業者 JR東海 寺下氏)
撤去します。

(佐藤委員)
復元されるのでしょうか。元の水田に。

(事業者 JR東海 寺下氏)
はい。現況復旧前提で今計画しているところでございます。現在借地中でございます。

(坂本会長)
復元して返すという契約ということですね。

(佐藤委員)
分かりました。希少種のごことはここでは申し上げませんが、この環境に対しての全体の改変面積が非常に大きいなというところで、保守基地の正確な面積を知りませんが、ざっと見ても10ヘクタールぐらいありますよね。何ヘクタールですか。

(事業者 JR東海 寺下氏)
概ね10ヘクタールでございます。

(佐藤委員)
この横の線の部分が、いわゆる法面というか崩れないための施設ということですね。

(事業者 JR東海 寺下氏)
はい。斜面の部分でございます。

(佐藤委員)
中に沢が入っていますけれども、ここは何か中に排水設備が入るのですか。

(事業者 JR東海 寺下氏)
排水設備を暗渠で設けます。

(佐藤委員)
分かりました。それから電力のところ、もちろん変電所となっていますけれども、変電所というのは電気が外部から来るのですか。それともトンネルの中を通ってきた電気の変電所ということですか。

(事業者 JR東海 寺下氏)
外部から東京電力の電力を受電する設備でございます。

(佐藤委員)

地形図等を見ても、周辺には一切送電線等はありませんけれども、そうするとそれなりに遠くから鉄塔をいくつも立てて送電線を引いてくるということになりますか。

(事業者 JR東海 寺下氏)

今はそのような計画になっています。

(佐藤委員)

そうですね、そこは多分、JRさんは私たちの管轄ではないと仰るでしょうけれども、希少種等のことを考えれば、どのようにその送電線が引かれてくるのかというのは、やはり説明しておく必要がある気がいたします。その辺はいかがでしょうか。

(坂本会長)

これも多分、環境影響評価の対象ではないのかもしれませんが、この他にも、例えば、この審議会で扱ったものにバイオマス発電所があって、鉄塔ができて、それが環境影響評価の対象ではないけれど、それは絶対できるものだから一緒にしっかりと検討してくださいよということを言った覚えがあるのですね。これについても、変電所だけやっても仕方ないので、鉄塔なり何なり、色々なものがあると思うので、それも含めて、是非、環境影響評価、対策をしていただきたいというのがこの審議会の考えなのですね。

(佐藤委員)

そうですね。今、回答いただければ後でも結構ですけれども、どの方向から、どういう形で送電線が、鉄塔が来るのかという大雑把なことだけでも教えていただければと思います。

それと公開での最後の質問ですけれども、保守基地と変電所というのは、この点線で囲まれている部分が、水準点になってくるのでしょうか。ここの高さまで埋めてしまうということですか。

(事業者 JR東海 米本氏)

そうですね。今でいくと、(横に線が引いてある)ここは法面です。その上が平地になりますけれども、その所まで埋めてくるという形です。

(佐藤委員)

私、千本農道を通らせていただきましたけれども、そうすると千本農道から見ても、ほぼ目線の高さまで埋めるということになるでしょうね。

(事業者 JR東海 米本氏)

千本農道の、ここが一番高い所になってくると思います。ここから(保守基地・変電所の平地まで)20メートルぐらい下になります。

(佐藤委員)

もちろん高い所から見れば、それは何だってそうですけれども、そうではなくて、一番傾斜の緩い所ですね。黒い点が2本並行に通っている所。千本農道から黒い平行線が二本引かれている一番左上のフラットの所です。現状の千本農道からアクセスが一番近い所です。そこから見ると、現状少し削られていましたけれども、ほとんどフラットに見えたので、そのフラットの水準点でずっと埋めるということですね。

(事業者 JR東海 米本氏)

このところは今フラットになっていて、重機とかを置いていると思いますが、ここから20メートル下の所に造成面ができるということになっています。

(佐藤委員)

20メートル下ですね、分かりました。そこに造られる建屋の高さをどのくらいなのですか。

(事業者 JR東海 米本氏)

すいません。直ぐ回答できないですけど、またお調べして御回答します。

(佐藤委員)

下のずりピットのほうと同じですけども、やはりそこに例えば、15メートルの大きさで、一辺が50メートルのものができるとかという環境改変的には非常に大きなボリュームのものができてしまうので、当然、人の目にもインパクトがありますけれども、そこに生息する鳥類とかにとっても非常に目障りなものがそこにできるわけですし、そこは、例えば、形とか色とか、周りに植栽をするとか、しないとか、その辺はかなり環境的には配慮する必要があるのではないかと現場を見て感じました。以上です。

(坂本会長)

はい。よろしいでしょうか。私だったら最終的な建屋のイメージ図とか、鉄塔のイメージ図とか、全部建てるとこのように感じにできますよというような説明が私どもも含め、一般の人には分かりやすくなると思います。個人的には。

それでは、他委員のほういかがでしょうか。

(別宮委員)

移植の結果の報告がありますが、私、前回の中間報告のときには委員ではなかったもので、よく分かっていない状態で発言していますが、これいくつか種が載っていますが、移植の個体数などがデータとして挙がってないのですけれど、個体数のデータが全くないというのは少し不親切かなと思いました。ここはいかがなのでしょう。移植個体数を載せなくていいものなのですか。

(事業者 JR東海 米本氏)

すいません。今日は概要の御説明ということで、こちらの説明資料から割愛して

いますが、実際の報告書のほうには株数が記載ございます。ただ、今日の説明資料として、それが不親切ではないかということでしたら、申し訳ございません。

(別宮委員)

分かりました。では、そういう詳しい報告書があって、そちらは見るのが可能だということですね。

(事業者 JR東海 米本氏)

そうです。

(別宮委員)

はい。それからもう1点、7-4その他の発生土置き場のカワラニガナに関してですが、こちらは3回移植をして、3回目に成功しているという結果に取れるのですけれども、元々、このカワラニガナはどこにあったかということと、1回目の移植、2回目の移植に失敗した、△とされていますが、それで、3回目移植していますが、それぞれの各移植で、移植の個体はどこから持ってきたのかなということが少し不思議に思っています、複数回に分けて移植されているということは、どこかにストックが置いてあるのか、よく分からないので、そこを御説明いただけますか。

(事業者 JR東海 米本氏)

はい。分かりました。JR東海の米本です。移植元の場所ですけれども、元々、駐車場だった場所を、今回発生土仮置き場として活用するという計画の中で、今回移植をいたしました。この駐車場に全域にわたってカワラニガナが繁茂していたという状態でした。ですので、移植1回目、2回目というように分割して、移植しています。全数を1回で移植したということではございません。1回目は我々がお願いしております専門家の方に移植先を選定していただきまして、移植したのですけれども、そこで上手く活着ができませんでした。もう一度8月に再度残っていた株の移植を行ったのですけれども、それも上手くいかなかったということで、最後3回目を行った結果、場所を改めて変えて行った結果、そちらは上手くいったということで、3回に分けたということですので、どこから来たかと言われると、分割して移植していったということです。

(別宮委員)

そうすると、例えば、最初あった株のうち3分の2は失敗し、残り3分の1で成功したということでしょうか。

(事業者 JR東海 米本氏)

個体数についてはその3分の1ずつというしっかり分けたものではないですけれども、イメージとしてはそういうことです。

(別宮委員)

はい。分かりました。最後はしっかり生育適地に移植できたということですね。

もう1点、先程来、高下地区の谷部分が大きく伐採してあったのですが、その伐採する前の植生調査はされているということなのですよ。少し理解ができてなくて。

(事業者 JR東海 米本氏)

はい。こちら植生調査を行いまして、必要な希少種につきまして移植を行っております。

(別宮委員)

それはこの審議会で、その植生調査の結果ですとか、どのように移植、保全していくかということはもう既に検討されているということなのですか。

(坂本会長)

この後、希少種のところがありますが、そこで説明いただけるという理解でよろしいですか。

(別宮委員)

いや、でも資料には載っていませんよね、事前のいただいているものには。

(事業者 JR東海 米本氏)

概要の資料の中には入っていないと思うのですがけれども、後程、それ以外の資料も用意ありますので、そちらのほうで説明させていただきます。

(別宮委員)

はい。分かりました。ありがとうございます。以上です。

(坂本会長)

他の委員はいかがでしょう。

(工藤委員)

工藤です。手短にお尋ねさせていただきたいのですが、大気質の観点から、先程来、複数の委員から御指摘ありましたように、限られた地域内で、限られた道路で、数多くの残土置き場が設置されている状況です。そうしますと、個々の残土置き場についての影響だけではなくて、その地域内の総量的な影響というものを考える必要があると思います。この点については、何度も年次報告書のほうで指摘させていただいているところなのですが、やはり、一度、地域の中で、その地域内にあるすべての残土置き場、例えば、大気質の観点からいきますと、そこで運び込まれるダンプの総量ですね。そういったものの影響がどの程度なのかということ、大気質だと騒音の関係もあるかと思いますが、そういったことを評価してほしいなと思っております。その点、お願いします。

それから年次報告書が出されてきて、それに対して私どものほうで御意見を差し上げているのですが、今までに何回かあったと思いますが、その意見をどのように検討されて、そして次に反映されているのかというのは見えないのですが、何回も同じことを書いているような気がして非常に徒労感を覚えてしまいますので、

その辺りどうなっているのか、お聞かせいただければと思います。以上です。

(坂本会長)

いかがでしょうか。

(事業者 JR東海 米本氏)

はい。ありがとうございます。まず早川沿いの発生土置き場で、1ヶ所の単位ではなくて、地域の総量を考える必要があるのではないかという御意見と承りましたけれども、こちら一度持ち帰り、検討させていただきます。

あとですね、年次報告等で御意見いただいているということですが、御意見をいただいていることは当然我々も承知しております。その御意見に対して、回答というのも書かせていただいているかと思えます。当然、その御意見いただいた中で参考にさせていただいて反映させるべき、我々のほうで取り入れられるところについては取り入れていきたいと考えております。

(事務局 渡邊主査)

事務局の渡邊です。先程年次報告や環境保全計画については、委員方から御意見いただいたて、JRさんのほうから見解をいただいております。それについて、県の中で必要なところを要請事項としてJRさんに伝えるということは進めさせていただいております。少し補足をさせていただきました。

(坂本会長)

県の正式な文書では回答をもらっているということでしょうか。

(事務局 渡邊主査)

その部分について、今やりとりをさせていただいているところですが、委員の先生方の意見を踏まえて、県としてお伝えすることを伝えるということを進めています。

(坂本会長)

分かりました。

(工藤委員)

そういったプロセスであることを説明していただきありがとうございます。いつも書いているのですが、非常に報告書が分かりづらく、同じような発生土置き場がいくつもあるので、すべてコピーアンドペーストに見えてしまうのですよね。なので、本当にその地域、場所にあったことを考えているのかというのがありますし、どうなのでしょう、その辺、しっかりと改善がされているのかが目に見えないというのでしょうか。そういうのを感じております。

(坂本会長)

こちらとしては同じような記載があり、違いが分からないというのは確かにあるので。それは表現の問題なのでしょう。この場所は、ここが特殊なので、ここが違いますよというような事実がそれぞれについて書いてあると分かりやすいですか。

何かその辺読んだ方にとっては、コピーアンドペーストで同じように並んでいるところが、大部分で見えてしまうので、何か回答いただけることはあるでしょうか。

(事業者 JR東海 米本氏)

先生にコピーアンドペーストと言われると辛いのですけれども、1ヶ所、1ヶ所がロケーションとしては似ている場所ではございます。ただ、当然、1ヶ所、1ヶ所でオリジナルのことというのがございますので、そのオリジナルの場所のロケーションに合わせた方法、対策を取る。それに基づく記載の仕方ということはしております。ただ、表現が似ているということに関しましては、ロケーションが近いものも多くございますので、それぞれごとに、逆に同じ対策をするのに表現を変えるというのも、それもそれで統一性がなくなってくるというところもございますので、統一性と、また、それぞれの場所における特殊性というところを盛り込んだ上で、編集しているつもりではございます。

(坂本会長)

ありがとうございました。お願いしているのは全体像が分かるような整理の仕方ができないか、検討いただければありがたいかなと思っています。これとこれは、この施設がありますよ、これとこれはこの資料で見ます。これについて、ここが特殊でこれを付けましたよ、みたいなことが表で整理されていると分かりやすく、それ1個、1個については、書き方としては、ここが特殊ですよとはっきり分かるような、太字でも何でもいいですからしていただくと分かるのかなというお願いということになりますかね。できればそういうことも含めて、ウェブか何かで公開して、私たち以外の方にも分かるように考えていただければありがたいと思っています。

それでは公開部分については以上でよろしいでしょうか。よろしければ、希少種の審議に移ります。冒頭にお伝えしたように、非公開で行いますので、報道関係者及び傍聴人の皆様には、退室いただくよう御協力をお願いいたします。

〈報道関係者及び傍聴人退室〉

【非公開審議開始】

【非公開審議終了】

〈報道関係者及び傍聴人入室〉

(坂本会長)

傍聴人、報道関係者の方、お待たせしてすみませんでした。非公開部分では動植物についての御説明があつて質疑応答をいたしました。それではまたここから公開になります。全体として委員の皆さん、意見いかがでしょうか。

(坂本会長)

はい、岩田先生お願いします。

(岩田委員)

はい。山梨大学の岩田です。1つ伺いするのを忘れておりましたけれども、発生土の対策につきまして、特に早川町内では、他の事業でも様々な残土、あるいは対策が必要な土砂等が発生しておるわけですけれども、それらは互いに連携と申しますか、合同で何かその対策を取って、例えば地元の砂利業者に搬入するような計画を作っているとか、あるいは、その西宮地区のように複数の対策土、発生土が置かれているような場所もあるように見受けられるのですけれども、それは全体として、そういうような調整はなされているのでしょうか。それとも個別に事業ごとに、その土砂の対策は取られているのでしょうか。

(事業者 JR東海 市瀬氏)

JRの市瀬です。発生土の活用先の調整という意味では、これはJRが活用先と、他の事業者さんだったら、他の事業者さんがそのお相手と直接やりとりをされています。ですので、そこは相互の連関というのはありません。一方で、その発生土の運搬という意味では早川町内ダンプが走る道路というのは、南北に走っています県道一本だけでございまして、そこは色々なJRも含めて発生土の運搬車が共用することになります。そこを地域の負担にならないように交通安全にも気を付けつつ、円滑に事業を進めていくために関係事業者で調整をする場がありまして、そこは情報共有しつつやっております。

(岩田委員)

承知いたしました。今、ダンプの話が出ましたけれども、ダンプと道路周りでの土砂の粉じんと申しますか、対策は十分されているのは拝見しているのですけれども、1事業だけでなく複合することによって、地域住民ですとか観光客の負担になっているように見受けられますので、やはりそこは個別的でなくて全体で調整して、地域への負担を、あるいは環境への負担を軽減するような方向性で是非お願いしたいと思います。以上です。

(坂本会長)

他の委員の方いかがですか。全体を通してという話です。事務局お願いいたします。

(事務局 渡辺課長)

事務局から岩田先生に御相談なのですが、最初の方に水資源の調査の頻度の御指摘をしていただいたかと思うのですが、本日の概要の資料の16ページに、その水資源の関係が出ていますかと思いますが、16ページの7-1ですね。この最初の○で、三つの結論をJRさんが言っていて、一つは季節変動がありました。二つ目が降雨の影響がありました。三つ目が工事の影響はありませんでした。降雨の影響については下の表で説明をしていただいているのですが、他の二つにつきましては、季節変動とか、工事の影響がないということの根拠ですとか、その根拠から、そういった結論に至った説明というのがなされていないと思っております。中間報告のほうにも、少しそういうところが見当たらなかったものですから、次回、その資料を出していただいた上で、議論をさせていただいたほうが少し科学的、具体

的な議論になるのかなと思っているのですがいかがでしょうか。

(岩田委員)

はい、山梨大学の岩田です。仰るとおりかと思えます。そのデータをもとに統計的な解析を行っているのか、いないのかも少し分からないところもありますし、逆にうがった見方ですと、頻度を少なくすることで差が出にくくするように設計することも可能ではあるのです。これがそうだとは言いませんが、そうなるような設計になることを恐れて、常時観測をお願いします。あるいは既存の観測施設のデータの活用をお願いしますということをお願いしてきたのですけれども、いずれにしましても、データ数が少ない中で、どのように判断されたのかが少し見えていないというところがございますので、そこは改めて説明いただくというところで、私もお願いしたいと思えます。

(坂本会長)

事業者さんよろしいでしょうか。何か分からなければ、どう聞いてもらってもよいと思えます。

(事業者 JR東海 米本氏)

そうですね、我々としては、少し渡辺課長の仰っていることというのが、どういうことなのかということはあるのですが、我々としては、この月1回、水量を測りまして、そのあと突発的な水が出た後の戻り方が大切かなと思っているのですけれども、それが同じ傾向に戻っているというところを一つ根拠にしているということと、また、日々のトンネルの湧水量というのは常に観測してございますので、そことの関係性を見ているというのはございます。ですので、我々としてはまず、当然そういう判断をするに当たっては自分たちなりの根拠というのはございますが、そこがちょっと今見づらいということをお願いしているという理解でよろしいですかね。あとは出せるデータと出せないデータもございますので、その中で次回以降、どういう表現ができるかは、一旦持ち帰らせていただきます。

(事務局 渡辺課長)

すいません、補足になりますが、その湧水量とかのモニタリングを実施され、データを取られていると思えます。ただ、地下水は当然どのように流れているか分からないわけで、そういうような不確実性を持つ中で、具体的に現れるものとして、各地点での水質、水量調査をやっているかと思えますので、そこら辺のところはどこまで分かって、どこまで分からないものかというような整理もされて、出していいただければ助かるなど考えています。

(坂本会長)

よろしいでしょうか。

(岩田委員)

よろしいですか。あと私がこれまで何度か指摘させていただいたことは、早川本流の水量もそうなのですが、おそらく小さな川ですね、小河川で影響が出るときには、大きな影響が出る可能性があると思えます。すなわち流量100の所で1減る

のと、1の流量の所で1割減る。1%減るとか同じ割合減る、あるいは同じ流量減る、同じような量的な変化が起きたとしても、生態系の影響は小さな河川のほうが大きな場合もありますので、それで高橋の水文で予測されるようなエリアの中、小さな川のモニタリングも、是非やっていただきたいというようなこと。それから下流側ですね。トンネルよりも流域の下流側に影響が波及してきた場合のことも考えた調査地の配置をお願いしたいというように指摘をしてみました。早川本流の流量の変動というのは複雑な、トンネル以外の要素がもうかなり入ってきますので、そこだけで影響を抽出するというのは難しいと思います。昨今、温暖化の影響が分かりませんが、極端豪雨の影響もありますので、そういったところで、早川本流筋の流量だけでなく、その周りの支流のデータも含めて御検討、科学的な評価をしていただきたいと思います。

(坂本会長)

はい。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

(別宮委員)

よろしいでしょうか。都留文科大学の別宮です。申し訳ないのですが、資料43ページのその他発生土置き場等の結果についてなのですが、地下水の結果が出ていますが、観測井戸にて環境基準を上回るフッ素が検出されたものの、自然等に由来する影響と考えられるとあるのですが、まず、環境基準をどれぐらい上回るフッ素が検出されたのかということと、それからそれが自然由来であるという根拠を教えてください。

(坂本会長)

いかがでしょうか。

(事業者 JR東海 米本氏)

はい。JRの米本です。この話につきましては、次回以降のデータを用いてお話しするほうがいいのかと思いますので、一旦宿題として持ち帰らせていただきます。

(別宮委員)

分かりました。よろしくお願いします。

(工藤委員)

工藤です。先程の岩田委員の話でも関連するのですが、残土置き場が割と川沿いにあったかと思うので、もし可能であればハザードマップあるいは浸水予測図との位置関係も調べておいていただければありがたいなと思います。

(事業者 JR東海 米本氏)

次回の宿題ということで承りました。

(坂本会長)

残土置き場そのものは、その場所にはないかもしれませんが、その上にある山が崩

れてくるような山であれば、一緒に流されることもありますので、周りの様子も含めて、御検討いただきたいと思います。他にいかがでしょうか。はい。それでは事業者の皆様には、御質問に御回答いただきありがとうございました。では、意見が出尽くしたようなので、以上で、意見交換を終了したいと思います。

本日、御回答いただけなかったことについては、事務局を通じてなるべく早く回答いただいて、それについて意見が出てくると思いますので、よろしく願いいたします。次回まで審議会までにやりとりをして2回目を迎えたいと思いますので、よろしく御協力ください。

今日、欠席された委員を含め、追加の質問等がございましたら、また事務局から依頼があると思いますけれど、予定では19日火曜日までに回答いただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の議事をすべて終了いたします。

(事務局 今井総括課長補佐)

委員の皆様におかれましては、議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。坂本会長には、議事の円滑な進行、誠にありがとうございました。

最後に、次第3のその他ですが、何かございますでしょうか。

それでは、これもちまして山梨県環境影響評価等技術審議会を終了いたします。御審議、ありがとうございました。